

普通財産貸付料の算定基準について

昭和 51 年 1 月 26 日通知

一 貸付料算定基準

(1) 土地貸付料

$$\text{年額} = \frac{5}{\text{時価}} \times 100 + \text{市町村交付金相当額}$$

ただし、貸付け期間が一月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地を貸付ける場合は、次の式による。

$$\text{年額} = \left(\frac{5}{\text{時価}} \times 100 + \text{市町村交付金相当額} \right) \times \frac{110}{100}$$

(2) 建物貸付料

$$\text{年額} = \left(\frac{7}{\text{台帳価格}} \times 100 + \text{市町村交付金相当額} + \text{土地貸付料} \right) \times \frac{110}{100}$$

なお、上記計算中、土地貸付料については(1)のただし書は適用しない。

(注) 市町村交付金相当額とは、台帳価格に $\frac{1.4}{100}$ を乗じて得た金額をいうものとする。

二 期間の計算等

(1) 貸付料に十円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(2) 貸付料の額は、貸付を行う期間の始期における算定基準で定める貸付料の額とする。
なお、当該契約を締結した後、契約期間の中途において条例の改正又は台帳価格の変更等により、算定基準に定める貸付料金額の変更があった場合、改正された貸付料の適用は次の更新時からとする。

(3) 貸付料を算定する場合における期間及び面積の計算は、次のとおりとする。

ア 貸付期間が一月以上一年未満の場合は月割計算とし、一月未満の場合は日割計算とする。うるう年に係る一年の日数は三百六十五日とする。

イ 貸付面積に一平方メートル未満の端数があるとき、又はその全部が一平方メートル未満であるときは、一平方メートルに切り上げるものとする。

(4) 取り扱い上の留意事項

ア 一の貸付料算定基準により貸付料を算出する際、計算途中で個々の端数計算をせず、合計金額について端数処理をすること。

イ 月割計算及び日割計算を行うときは、年額の貸付料を基本として行うこと。

ウ 一の(1)中の「駐車場その他の施設の利用」とは、「建物、野球場、プール又はテニスコート等施設の利用」である。

エ 普通財産で電柱その他これに類するもの及び地下埋設物の設置のため土地を貸付ける場合の貸付料については、行政財産に準じて貸付料を定めること。

三 貸付料の減免

大分県県有財産条例（昭和 39 年大分県条例第 28 号）第三条の規定により貸付料を減免する場合の減免の理由及び減免率については、行政財産の目的外使用許可事務取扱要領（昭和 54 年 3 月 31 日制定）第三の三の規定を準用する。

四 特別措置

特別の事情によりこの基準によることが適当でないと認められる場合は、その理由を付した案により知事の決裁を受け、この基準によらないで貸付けることができるものとする。

附 則

この基準は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。